

○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準

(平成二十四年三月十四日)

(厚生労働省告示第百二十三号)

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二第二項第一号(同法第二十四条の二十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援(同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第1の1(注5から注7までを除く。)、2及び4から11までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1(注5から注7までに限る。))及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

二 前号の規定により、指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

改正文 (平成二五年一月一八日厚生労働省告示第六号) 抄

平成二十五年四月一日から適用する。

改正文 (平成二五年三月二九日厚生労働省告示第一〇三号) 抄

平成二十五年四月一日から適用する。

改正文 (平成二六年三月三十一日厚生労働省告示第一八七号) 抄

平成二十六年四月一日から適用する。

別表

(平25厚労告6・平25厚労告103・平26厚労告187・一部改正)

障害児入所給付費単位数表

第1 福祉型障害児入所施設

1 福祉型障害児入所施設給付費(1日につき)

イ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合

(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 737単位

(2) 入所定員が10人の場合

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 625単位

(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,444単位

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 737単位

(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 541単位

(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 950単位

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 737単位

(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 737単位

(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 619単位

(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 557単位

(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 539単位

(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合 521単位

(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合 503単位

- (10) 入所定員が81人以上90人以下の場合 486単位
- (11) 入所定員が91人以上100人以下の場合 467単位
- (12) 入所定員が101人以上110人以下の場合 465単位
- (13) 入所定員が111人以上120人以下の場合 464単位
- (14) 入所定員が121人以上130人以下の場合 462単位
- (15) 入所定員が131人以上140人以下の場合 460単位
- (16) 入所定員が141人以上150人以下の場合 458単位
- (17) 入所定員が151人以上160人以下の場合 454単位
- (18) 入所定員が161人以上170人以下の場合 451単位
- (19) 入所定員が171人以上180人以下の場合 447単位
- (20) 入所定員が181人以上190人以下の場合 444単位
- (21) 入所定員が191人以上の場合 441単位

ロ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。)に対し指定入所支援を行う場合

- (1) 入所定員が30人以下の場合 732単位
- (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 675単位
- (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 647単位
- (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 622単位
- (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 595単位
- (6) 入所定員が71人以上の場合 568単位

ハ 主として盲児(強度の弱視児を含む。以下同じ。)に対し指定入所支援を行う場合

- (1) 入所定員が5人の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 891単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 607単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (3) 入所定員が10人の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 607単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,436単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 504単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,058単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 462単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 877単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 431単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 801単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 402単位

- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 676単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (8) 入所定員が31人以上35人以下の場合(当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。) 601単位
- (9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 556単位
- (10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 493単位
- (11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 479単位
- (12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 464単位
- (13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 448単位
- (14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 433単位
- (15) 入所定員が91人以上の場合 417単位
- ニ 主としてろうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)に対し指定入所支援を行う場合
- (1) 入所定員が5人の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 891単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672単位
- (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 626単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672単位
- (3) 入所定員が10人の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 626単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,426単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 505単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,050単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 465単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 875単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 428単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 756単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 405単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 672単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672単位
- (8) 入所定員が31人以上35人以下の場合(当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。) 598単位
- (9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 553単位
- (10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 490単位
- (11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 476単位
- (12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 462単位
- (13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 446単位

(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 431単位

(15) 入所定員が91人以上の場合 416単位

ホ 主として肢体不自由(法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童(以下「肢体不自由児」という。)に対し指定入所支援を行う場合

(1) 入所定員が50人以下の場合 712単位

(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 703単位

(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 691単位

(4) 入所定員が71人以上の場合 678単位

注

1 指定福祉型障害児入所施設(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。))第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。))において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別及び入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 イからホまでに係る福祉型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画(同条第1項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。))が作成されていない場合 100分の95

3 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。))を専任で配置しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。))に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 148単位

(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 74単位

(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 49単位

(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 37単位

(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位

(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 24単位

(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 21単位

(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 18単位

(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 16単位

(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 14単位

(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位

(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位

(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位

(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位

(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 9単位

(16) 入所定員が161人以上180人以下の場合 8単位

(17) 入所定員が181人以上の場合 7単位

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が30人以下の場合 49単位

- (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 37単位
- (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位
- (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 24単位
- (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (6) 入所定員が71人以上の場合 18単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 148単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 74単位
- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 49単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 37単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 24単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 18単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 16単位
- (10) 入所定員が91人以上の場合 14単位

ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が50人以下の場合 29単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 24単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (4) 入所定員が71人以上の場合 18単位

4 職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が10人以下の場合

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 148単位

- (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位

- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 73単位

- (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位

- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 49単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 39単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位
- (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 14単位
- (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位
- (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位
- (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位
- (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位
- (15) 入所定員が141人以上170人以下の場合 9単位

(16) 入所定員が171人以上の場合 8単位

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が30人以下の場合 49単位

(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 39単位

(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位

(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位

(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位

(6) 入所定員が71人以上の場合 20単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が5人以下の場合

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 296単位

(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位

(2) 入所定員が6人以上10人以下の場合

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 148単位

(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位

(3) 入所定員が11人以上15人以下の場合

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 98単位

(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位

(4) 入所定員が16人以上20人以下の場合

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 73単位

(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位

(5) 入所定員が21人以上25人以下の場合

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 59単位

(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位

(6) 入所定員が26人以上30人以下の場合 49単位

(7) 入所定員が31人以上40人以下の場合 39単位

(8) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位

(9) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位

(10) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位

(11) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位

(12) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位

(13) 入所定員が91人以上の場合 14単位

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次のイからトまでに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合(イ、ロ又はトについては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)に、障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合(ロに該当する場合を除く。) 1

65単位

(1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

(一) 食事、洗面、排泄せつ、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者

(二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者

(2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの

ロ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合

198単位

(1) 6歳未満である者

(2) 医療型障害児入所施設(法第42条第2号の医療型障害児入所施設をいう。)(主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。))を入所させる施設に限る。)を退所後3年未満である者

(3) 入所後1年未満である者

ハ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合(ニに該当する場合を除く。)

158単位

(1) 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの

(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄せつ及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

ニ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ハに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの

189単位

ホ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合(ヘに該当する場合を除く。)

143単位

(1) 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの

(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄せつ、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

ヘ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ホに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの

171単位

ト 主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

198単位

(1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者

(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄せつ、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰かくたん吸引等を必要とする者

6 注5イからトまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上の障害を有する児童(以下「重複障害児」という。)である障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設に限る。)において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき781単位を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。

8 指定福祉型障害児入所施設において幼児である障害児(盲児又はろうあ児に限る。)に対して、指定入所支援を行った場合に、幼児加算として、1日につき78単位を所定単位数に加算する。

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が10人以下の場合 102単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 51単位
- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 34単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 26単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 11単位
- (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 10単位
- (11) 入所定員が101人以上120人以下の場合 9単位
- (12) 入所定員が121人以上130人以下の場合 8単位
- (13) 入所定員が131人以上150人以下の場合 7単位
- (14) 入所定員が151人以上180人以下の場合 6単位
- (15) 入所定員が181人以上の場合 5単位

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が40人以下の場合 26単位
- (2) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20単位
- (3) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (4) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (5) 入所定員が71人以上の場合 13単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

- (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 102単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 51単位
- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 34単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 26単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 11単位
- (10) 入所定員が91人以上の場合 10単位

ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が50人以下の場合 20単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (4) 入所定員が71人以上の場合 13単位

10 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護師を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が10人以下の場合 141単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位
- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位
- (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 14単位
- (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位
- (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位
- (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位
- (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位
- (15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 9単位
- (16) 入所定員が161人以上170人以下の場合 8単位
- (17) 入所定員が171人以上190人以下の場合 7単位
- (18) 入所定員が191人以上の場合 6単位

ロ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 141単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位
- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位
- (10) 入所定員が91人以上の場合 14単位

2 入院・外泊時加算(1日につき)

イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)

- (1) 入所定員が60人以下の場合 320単位
- (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 288単位
- (3) 入所定員が91人以上の場合 252単位

ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)

- (1) 入所定員が60人以下の場合 191単位
- (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 172単位

(3) 入所定員が91人以上の場合 150単位

注

1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。))第15の1の注1に規定する指定共同生活援助及び介護給付費等単位数表第15の1の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 ロについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者(指定入所基準第四条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。4及び6において同じ。)(栄養士及び調理員を除く。))が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

3 自活訓練加算(1日につき)

イ 自活訓練加算(Ⅰ) 337単位

ロ 自活訓練加算(Ⅱ) 448単位

注

1 6月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。))が認めた障害児(知的障害児又は自閉症児に限る。以下この3において同じ。))に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練(以下「自活訓練」という。))を行った場合に、当該障害児1人につき180日間を限度として所定単位数を加算する。

2 イについてはロ以外の場合に、ロについては自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。

3 同一の障害児について、同一の給付決定期間(法第24条の3第6項に規定する給付決定期間をいう。以下同じ。))中1回(さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる障害児にあっては、2回)を限度として加算する。

4 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。))の日数の合計が4日未満の場合 561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所(当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。))への入院を要した場合に、施設従業者(栄養士及び調理員を除く。))が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 7単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 4単位

注

1 イについては、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条の児童指導員をいう。以下同じ。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員又は保育士((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、施設従業者が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

7 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(Ⅰ)

(1) 入所定員が40人以下の場合 27単位

(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合 22単位

(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合 18単位

(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位

(5) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位

(6) 入所定員が81人以上90人以下の場合 12単位

(7) 入所定員が91人以上100人以下の場合 11単位

(8) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位

(9) 入所定員が111人以上120人以下の場合 9単位

(10) 入所定員が121人以上130人以下の場合 8単位

(11) 入所定員が131人以上150人以下の場合 7単位

(12) 入所定員が151人以上180人以下の場合 6単位

(13) 入所定員が181人以上の場合 5単位

ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)

(1) 入所定員が40人以下の場合 15単位

(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合 12単位

(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合 10単位

(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合 8単位

- (5) 入所定員が71人以上80人以下の場合 7単位
- (6) 入所定員が81人以上100人以下の場合 6単位
- (7) 入所定員が101人以上120人以下の場合 5単位
- (8) 入所定員が121人以上150人以下の場合 4単位
- (9) 入所定員が151人以上の場合 3単位

注

1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

8 栄養マネジメント加算 10単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士(平成27年3月31日までの間にあっては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士)を1名以上配置していること。

ロ 障害児の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種が共同して、障害児ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 障害児ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、障害児の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 障害児ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

9 小規模グループケア加算 240単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合(当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)に、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から9までにより算定した単位数の100分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

11 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合にあっては、1から9までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を加算する。ただし、10の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費(1日につき)

イ 指定医療型障害児入所施設の場合

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 321単位
- (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 147単位
- (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 875単位

ロ 指定医療機関の場合

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 123単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 875単位

注

1 指定医療型障害児入所施設(指定入所基準第2条第2号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。)又は指定医療機関(法第6条の2第3項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 100分の95

3 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき24単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定医療機関において、次のイからハまでのいずれかに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合(指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)に、障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合(ロに該当する場合を除く。) 165単位

(1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

(一) 食事、洗面、排泄せつ、衣服の着脱等の日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者

(二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者

(2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの

ロ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、イに掲げる障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合 198単位

(1) 6歳未満である者

(2) 医療型障害児入所施設を退所後3年未満である者

(3) 入所後1年未満である者

ハ 主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は指定医療機関において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 198単位

(1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者

(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄せつ、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者

5 注4イからハまでに該当する障害児であって、重複障害児である障害児(重症心身障害児を除く。)に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。

6 指定医療型障害児入所施設又は指定医療機関において乳幼児である肢体不自由児(重症心身障害児を除く。)に対し、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき70単位を所定単位数に加算する。

2 自活訓練加算(1日につき)

イ 自活訓練加算(Ⅰ) 337単位

ロ 自活訓練加算(Ⅱ) 448単位

注

1 6月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県が認めた障害児(自閉症児に限る。以下この2において同じ。)に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練を行った場合に、当該障害児1人につき180日間を限度として所定単位数を加算する。

2 イについてはロ以外の場合に、ロについては自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。

3 同一の障害児について、同一の給付決定期間中1回(さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる障害児にあっては、2回)を限度として加算する。

3 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 7単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 4単位

注

1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。)のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士又は指定医療機関の職員(直接支援業務に従事する保育士又は指導員であるものに限る。)((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

4 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者又は指定医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

5 小規模グループケア加算 240単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合(当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)に、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合にあっては、1から5までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。